

NEWSLETTER

中央労福協ニュース No.49

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
発行人 高橋 均
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

労福協が支えあい、助け合いの柱になって生活諸問題の解決を

中央労福協2010年度第2回地方労福協会議を開催

第2回地方労福協会議は、8月2～3日、東京・如水会館で46都道府県労福協から事務局長、専務理事など60名の参加で開催された。

宇都宮・日弁連会長が挨拶

会議は、遠藤副会長の座長で進行し、冒頭、主催者を代表して 笹森会長の挨拶で開会した。 笹森会長は、この間の各地域での労福協活動、ライフサポート事業の展開が拡大したことにより、具体的な成果が現れているとした上で、現在の中央労福協の運動課題である「司法修習生に対する給付制の継続を求める運動」を強め、その実現を勝ち取ろうと訴えた。 この挨拶の後、急遽、宇都宮健児・日弁連会長（写真右）が会議に出席し、「司法修習生に対する給付制の継続を求める」運動への協力要請を行った。



会議は、高橋事務局長から中央経過報告が行われ、主要課題である「司法修習生問題に加え、改正貸金業法の完全施行、協同労働の協同組合法の動向、2012年国際協同組合年への対応などの取り組み経過が報告された。また各ブロック代表からは、地方労福協の特徴的な報告がなされた。

テーマ1 公益法人制度改革への今後の対応

特別テーマの第1は、「公益法人制度改革への今後の対応について」であり、6月～7月に福岡など全国4か所で開催された研修会報告と今後の課題について関口税理士（写真左）からなされた。 関口税理士は、今後の課題については、申請締め切りまで、あと3年を切っており、主務官庁との情報交換を進め、早急に移行認可申請署作成に着手すべきと強調した。



テーマ2 地方消費者行政の強化を求める取り組み

第2の特別テーマは「地方消費者行政の強化を求める取り組み」について、内閣府消費庁参与の池本誠司弁護士（写真右）から、政府の地方消費者行政強化に向けた動向について報告と提言を受けた。 池本参与は、地方消費者行政における総合的政策の必要性を訴えるとともに、財政



難にある自治体が使いやすい「活性化基金」の活用など財政支援の在り方、さらに地方消費者行政体制強化に向けて首長などに働きかけようと、呼び掛けた。

テーマ3 パーソナルサポート事業

第3の特別テーマは、政府で検討委員会が設置・開始された「パーソナルサポート事業」について、その具体的な取り組みを横浜市で進めているNPO法人ユースポート横浜の岩永理事長（写真右）から報告がされた。特にニートなど若者の就労支援を行っている岩永氏は、若者の就労困難の原因が複合化・悪循環しており、総合的に、その若者に寄り添いながら就労に向けてサポートしている実践が報告された。「若者サポートステーション」を運営している地方労福協からは、高校中退者に対するサポート方法、財政問題など具体的な質問が出された。



各地域のライフサポート事業報告

特別テーマの報告の後、各地域のライフサポート事業の取り組み報告がなされた。佐賀、愛媛、京都からはLSC開所して1年間の状況が報告され、課題としては、広報のあり方、相談体制の強化などの課題が出された。また、新潟、山形からは、事業の運営での構成組織間での役割課題について報告された。特に新潟からは、「自前主義」ではなく市民とどれだけ連携し、ネットワークを拡大し、相談者の「満足度」を高める必要があると報告された。

最後に、高橋事務局長が「今、支えあい、助け合う協同組織の役割が期待されている。労福協がその柱になって生活諸問題の解決を広範に活動していく」とまとめをし、会議を終えた。



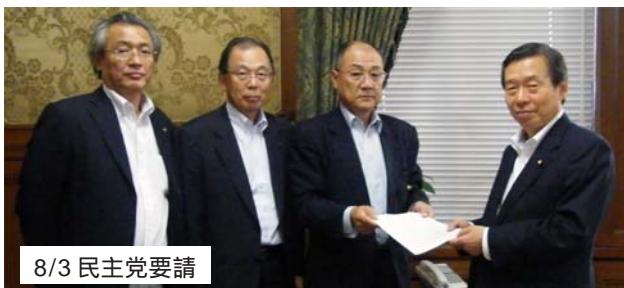
2010~2011年度政策・制度要求

格差・貧困社会のは是正など7項目の政策・制度要求

中央労福協は、政府の2011年度予算作業が開始される時期を前にして、「2010~2011年度政策・制度要求」を民主党はじめ各政党および厚生労働省に対して行った。本年度の要請時期は、例年に比べ参議院選挙の影響で約1ヶ月の遅れとなったが、要請行動には構成事業団体の代表が参加した。

今年度の要請は、格差・貧困社会のは是正、セーフティネットの強化、多重債務対策、新しい公共を担う協同組合の促進、中小企業勤労者の福祉格差のは是正、勤労者の生活設計・保障への支援、安心・信頼できる社会保障の構築、くらしの安全・安心の確保の主要項目について行った。

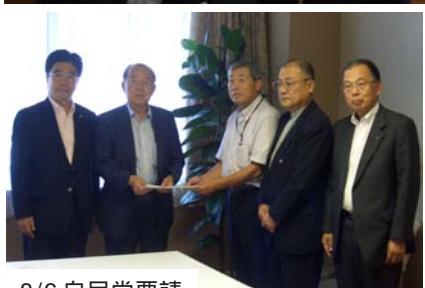
民主党には8月9日、国会内で山根隆治筆頭副幹事長、松浦大悟副幹事長に対して、山本副会長、高橋事務局長らが要請を行った。民主党は菅政権になって政調が復活したことから、要請内容については、今後民主党政調とも協議するとの回答であった。また、6月8日には公明党(斎藤鉄夫政調会長等)、同日、社民党(重野安正幹事長、阿部知子政審会長)8月6日には自民党(長勢甚遠労政局長、加藤勝信厚労部会長)に対して同様の



要請を行った。これらの要請の中で、公明党からは「貧困問題では共通した問題意識を持っている」との見解が表明され、社民党からは「フードバンク」に関する質問が出され大きな関心を持たれた。自民党要請では、民主党政権での「新しい公共」に対する疑問が出された。

また、8月9日の厚生労働省要請では、山井政務官から、貧困率の削減に取り組むとの姿勢が示され、「パーソナルサポート事業」でモデル地域を拡大したいとの見解が示された。「2012年国連国際協同組合年」の政府窓口を明確にしてほしいという中央労福協の要望については、関係するところで協議したいとの答弁がなされた。

今後、中央労福協の「政策・制度要求」は、課題ごとに所管の省庁に個別要請行動を行うこととしている。



12団体が参加して、事業団体会議を開催

2010年7月27日(火)明治大学紫紺館において第2回事業団体会議が開催された。出席者は12団体から総勢25名であった。今回のテーマは2つ、

2012年協同組合年に向けての取り組みについて、日本生協連から2012年の国際協同組合年に向け、日本協同組合連絡協議会(JJC)会員のほか国内の協同組合諸団体が参加する「国際協同組合年全国実行委員会(仮称)」の設置準備状況と、8月4日第1回実行委員会の開催に向けての報告があった。引き続き協同事業団体の利用促進・支援の取り組みについて、事務局からこれまでの議論の経過が報告され、協同事業団体の利用促進に向けた地域の実情に合ったキャンーペン実施の検

討、および未組織勤労者が労金・全労済を利用するための労福協の役割について、10月開催予定の地方労福協・事業団体合同会議において更に議論を深めていくことを確認した。



第3回就業支援連絡会議を開催

第2回地方労福協会議に引き続き、就業支援連絡会議の第3回会議が8月3日、東京の如水会館で開催され、連合や地方労福協など43名が参加した。

パーソナル・サポート・サービスにチャレンジ！

地方労福協会議でもテーマになったパーソナル・サポート・サービス（以下PS）については、現在、北海道釧路市、横浜市、京都府、福岡市、沖縄県の5つの地域で試験的に導入される予定になっているが、そのうちの沖縄県で労福協が全面的に協力している。政府はPSの具体的制度設計を行うための検討委員会を設置し、7月21日の第1回会合で菅総理が「今年度中にモデル事業を5ヶ所から20ヶ所に増やしたい」と意欲を示した。同委員会は宇都宮健児・日弁連会長が座長を、湯浅誠・内閣府参与が取りまとめ役を務めるほか、労福協からも沖縄県労福協・玉城専務が委員となり制度設計に参画することになった。

こうした状況を受けて、就業支援連絡会議でも、冒頭に玉城氏（写真右上）より沖縄県労福協のこれまでの包括的就職・生活支援の取り組みと、今年の11月頃を目途に開始するPSモデル事業の構想についての報告を受け、質疑・意見交換を行った。玉城氏は、「ライフサポート活動で就労・生活支援に取り組んでいる労福協は、いまの体制の延長上で考えていけば、十分にPS事業にチャレンジすることは可能だ」と訴えた。また、高橋事務局長も「意欲のあるところは、県や市と十分に相談・協力して名乗りを上げてほしい。中央労福協も、検討委員会の動きを情報収集し、提供していくようにしたい」と述べた。

職業紹介、ニート支援など経験交流

その後、職業紹介、ニート支援、基金訓練を行



ーマに、取り組んでいる団体から報告を受け、経験交流を行った。



無料職業紹介事業や就職支援講座・セミナー等については、山形・長野・石川・岡山・山口・徳島・香川の各労福協とHands（NPO）による緊急雇用・就業応援全国ネットワーク）から、取り組みの現状や課題の報告を受けた。

ニート・若者支援では、山口・徳島労福協と労協連が厚労省の委託で「若者サポートステーション」事業を実施しているほか、徳島労福協が「若者支援ジョブスタとくしま」を5月に開所。山口県労福協も今年度より、農業などの体験を通じて職業的自立を支援する「ファーマー養成講座」（山口県からの委託事業）を開講した。

その他、山口県労福協より労使雇用対策協議会（県雇用支援センター）が基金訓練への誘導を開始したことや、労協連より「社会的事業者コース」を活用して仕事おこしにつなげたいとの報告を受けた。

8/3 第3回就業支援連絡会議の会場



外国人研修・技能実習生に対する法的保護の強化に向けた「改正・出入国管理及び難民認定法」が七月一日施行された。外国人研修制度は、建前としては日本の進んだ技術や技能を修得し、本国の産業発展の担い手になってもらうことを目的としたものであり、開発途上国に対する日本の国際貢献の意味も込められている。しかし、その崇高い目的とは裏腹に安価な外国人労働者受け入れのための抜け道になつていることもまた周知の事実である。それら外国人研修生・実習生は低賃金だけでなく、劣悪な労働環境に置かれているケースも多く、先月二日には茨城県の鹿嶋労働基準監督署が〇八年に死亡したメツキ加工会社の中国人実習生の過労死を認定する方針を固めたが、こうした死亡例はこのところ毎年三十名近くあり、うち半数は過労死の可能性ありという。法的最賃を大きく下回つているケースや時間外労働の強制、パスポートの取り上げ、強制帰国を脅し文句に性的行為を迫られる例さえ指摘されていく。企業が現地法人などの社員を受け入れる方式と、中小企業団体や農業団体、公益法人などが受け入れ団体となつて傘下の企業や農家で実習させる「団体管理型」があるが、問題の多くは後者で起きている。〇七年七月には米国務省のマーク・レーゴン人身売買監視対策室長が東京の米国大使館で記者会見し、日本政府に「制度の廃止」を提案したことを明らかにしている。当時の読売新聞の記事によれば、レゴン室長は七月三日、外務省で法務省、厚労省、内閣府の担当者を交えて開かれた会議の席上、「研修制度に参加している研修生が、強制労働や性的な労働に引き込まれるような可能性を秘めている」と述べ、制度の廃止を提案したという。多くの指摘を受けての法改正ではあるが、制度を活用する製造・加工業者などの本音と法の建て前との乖離は大きく、抜け道封じの実効は期待できず、わが国の恥さらしな状態はまだまだ続きそうだ。

司法修習生の給与支給継続を求めて院内集会

「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」は7月29日、衆議院第2議員会館で院内集会を開催し、修習生や市民団体約120名が参加し、会場は熱気に包まれた。国会議員も、民主党、自民党、公明党、共産党、社民党から32名（本人11名、代理21名）が参加し、給費制存続にむけて尽力したいとの決意表明を受けた。

各団体の決意表明では、中央労福協の遠藤副会長が「司法修習生の問題は、格差の貧困の中で大きな位置を占める課題だ。今日の集会を機に、施



7/29 120名が参加した院内集会

第4回フードバンク研究会

各団体から積極的な発言

フードバンクを考える研究会の第4回会議が7月27日、連合本部で開催された。最初に、これまで3回のヒアリングで学んできたことをふり返り、フードバンクには様々な課題があるが、社会的に意義が高く可能性を秘めた活動であるとの認識を全体で共有した。

その上で、私たちにできることについて論議。各団体からは、「協力企業も増えており、更に橋渡しをしていきたい」（フード連合）、「フードバンクに取り組む方向性は役員会で確認したので具体的に検討したい」（日本生協連）、「福祉施設とのネットワークがあるので、どのような連携ができるか検討したい」（NPO事業サポートセンター）、「フードバンクとの連携で労福協の認知度も上がった」（沖縄労福協）、「組織内の啓発活動や認知度の向上、災害非常食の提供などに取り組みたい」（多数）、「国民の意識改革も含めた運動していく必要がある」など積極的には発言が相次いた。

また、政策面においても、フードバンクを「新しい公共」の担い手として積極的に位置づけ、省庁横断的な施策を推進すべきとの観点から、国や自治体の支援策の充実、備蓄米の活用など食料安定供給施策、災害における食料支援システムとしての構築などを今後の検討課題とした。

次回（9月30日）は、これまでの論議を踏まえて一定のまとめをおこなう予定だ。

行前に法律を変えるというかつてない結果を導き出すために全力で頑張る」と力強く宣言。市民連絡会の菅井事務局長（中央労福協・前事務局長）は、「線から面に運動を拡大しよう」と訴え、地元国會議員への要請、中央・地方での集会・街宣行動などの活動を提起。

最後に市民連絡会共同代表の中央労福協・笠森会長が開会の挨拶にたち、「やったけどダメだったでは済まない。この5年間の経験で、異質のコラボレーションによって、とてつもない効果が生まれることを学んだ。声をあげ行動することで世論が動き、政治も動いた。給費制維持も、私たちがどれだけ情熱をもって行動し、国民に伝えられるかに成否がかかっている」と締めくくった。

司法修習生に対する給与支給継続を(その1)

いままた格差広げる法律が…

国民の暮らしの中に広がったさまざまな格差を縮小・解消することがいま、重要な社会的・政治的テーマのひとつである。しかし政権は変わったものの、それ以前の政権によってもたらされた格差拡大の流れはなかなか止まらない。その結果今日の社会は表向きは華やかに見ても、一皮向けばそこには貧困が固定化し、「カネが物言う社会」から、さらに悲劇的な「生まれが物言う社会」がジワジワと広がっているといつも過言ではない。

そんななかで、今また格差を広げる法律が本年11月から施行されようとしている。司法修習生に対する給費制廃止・貸与制への変更である。裁判官や検察官、弁護士などになるには司法試験に合格した後、一年間の実務研修が義務付けられている。それら修習生に対し、これまで国が国家公務員の初任給並の給与を支給してきた。しかし小泉政権下の2004年に法律が改定され、本年11月からは「給付」ではなく「貸与制」に変更されることになっている。もしもそのまま実施されれば、不安定雇用が拡がり低賃金・低収入で経済的にゆとりのない家庭が激増しているなかで、金持ちしか法律家にはなれない社会になってしまうかも知れない。まさに弱者切捨て、強い者勝ち社会に向かって突っ走った小泉構造改革路線の置き土産とも言うべきしろものなのである。

司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会より

中央労福協が呼びかけ団体になっている「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」はホームページを開設しました。賛同者の登録、一覧、メッセージの閲覧などができます。ご利用下さい。

URL: <http://egg-supporters.net/>